

公布された規則のあらまし

○佐賀県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（規則第71号）

- 1 この規則は、漁業法第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、並びに同法及び漁業法施行規則を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 漁獲量等の報告の方法について定めることとした。（第3条及び別記様式第1号～第3号関係）
- 3 代理人による報告について定めることとした。（第4条及び別記様式第4号関係）
- 4 この規則は、令和3年1月1日から施行することとし、特定水産資源ごとの管理年度の開始の日に適用することとした。
- 5 佐賀県第1種特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則を廃止することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。